

高知県立公文書館における公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

令和2年4月1日
高知県立公文書館長決定

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく利用の請求に対する利用決定等に係る審査基準は、次のとおりとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

1 審査の基本方針

条例第16条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第16条第2項）に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるもの（高知県公文書等の管理に関する条例施行規則第23条）とし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが（条例第16条第2項）、「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで高知県立公文書館の長（以下「公文書館長」という。）に委ねられている。

2 条例第16条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準

(1) 法令秘に関する情報（条例第16条第1項第1号ア〔高知県情報公開条例第6条第1項第1号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。ただし、「法令等の趣旨及び目的から公開することができないと認められる情報」については、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報であるか審査するものとする。

(2) 個人に関する情報（条例第16条第1項第1号イ〔高知県情報公開条例第6条第1項第2号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。ただし、以下の点に留意するものとする。

ア 高知県情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イ「公表を目的として作成し、又は取得した情報」とは、積極的には公表を目的としていなくても、結果として公表したと同じ効果をもたらす次のような場合を含む。

(ア) 公表することを目的として作成した情報

(イ) 個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

(ウ) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

(エ) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報

審査において、時の経過を考慮するに当たっての「利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方」は国際的なアーカイブズ機関における標準的な考え方であり、この考え方に基づく公開は、(エ)の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており」に該当する。

個々の案件における利用制限事由の該当性の判断に当たっては、条例第22条第1項に定める手続も必要に応じて活用するものとする（個人の権利利益を侵害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別添参考資料「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）。

イ 過去に公にされた情報については、時の経過により、利用決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

なお、そのような情報であっても、時の経過により、いずれは「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報」になると考えられることに併せて留意するものとする。

ウ 高知県情報公開条例第6条第1項第1号ただし書ウにおいて、「(ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。」とし、犯罪捜査等に携わる公務員の氏名を非公表としている。これらの氏名の公表が個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別添参考資料「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」により、80年とする。

(3) 事業活動に関する情報（条例第16条第1項第1号ア〔高知県情報公開条例第6条第1項第3号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。

(4) 犯罪の予防・捜査等に関する情報（条例第16条第1項第1号ウ〔高知県情報公開条例第6条第1項第4号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。

なお、「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、この号に規定する情報については、その性質上、利用制限の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（相当の理由があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしたものである。

(5) 生命等の保護に関する情報（条例第16条第1項第1号ア〔高知県情報公開条例第6条第1項第5号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。

(6) 事務事業に関する情報（条例第16条第1項第1号ア〔高知県情報公開条例第6条第1項第6号ア及びウ〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。ただし、「公文書等の管理に関する法律が、事務事業に関する情報の利用制限について、以下のア又はイの場合に限っていること」及び「利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方」を考慮し、特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてから30年を超えていてもなお利用制限を行う場合は、以下のアからウまでに限るものとする。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を

困難にするおそれがある情報

イ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

ウ ア又はイのおそれと同等に秘匿すべき合理性が認められる情報

なお、情報公開条例第6条第1項第6号ア又はウに該当し、かつ、時の経過を考慮してもなお利用制限をすべき情報として、公文書館長が30年以上の利用制限を行いうるものは、以下の(ア)から(カ)までの情報が考えられる。

以下の(ア)から(カ)までに該当する情報であっても、利用のもたらす支障と利用のもたらす利益を比較衡量するものであり、支障の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」についても抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

(イ) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

(ウ) 国の行政機関に類似事務事業の存在しない「監査、検査、取締り、試験、租税の賦課徴収」の5事務事業以外の事務事業に関する情報であって、(ア)及び(イ)と同等に秘匿すべき合理性が認められるもの

(エ) 情報公開条例第6条第1項第6号ウに該当する情報であって、法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの

(オ) 情報公開条例第6条第1項第6号ウに該当する情報であって、公文書管理法第16条第1項第1号ハ（国家の安全等に支障が生ずる情報）に該当するもの

(カ) (エ)及び(オ)のほか、情報公開条例第6条第1項第6号ウに該当する情報であって、(ア)及び(イ)と同等に秘匿すべき合理性が認められるもの

(7) 任意に提供された情報（条例第16条第1項第1号ア〔高知県情報公開条例第6条第1項第7号〕）についての判断基準

高知県情報公開条例解釈運用基準の解釈によるものとする。ただし、時の経過を考慮し、なお公開することにより、個人又は法人等と県の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかであるか審査するものとする。

なお、この場合に、判断が困難なものについては、条例22条第1項の定めるところにより、公開した場合の不利益の有無等について当該個人や法人等の意見を聴取するなど事前に十分な調査を行うものとする。

3 条例第16条第1項第2号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

実施機関から公文書館へ移管された刑事訴訟に関する書類の利用の制限については、条例第35条第2項に定める知事との協議の際に併せて協議することとし、合意が整った範囲で利用の制限を行うこととする。

4 条例第16条第1項第3号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

公文書館が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一

定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

5 条例第16条第1項第4号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第16条第1項第4号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 「原本が現に使用されている場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

6 部分公開に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第16条第3項に基づき部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物を黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第15条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられ

る。このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、公文書館長が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる

(3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

イ 「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

7 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第16条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第17条の規定に基づき取り扱うことになる。

この場合の判断基準は、「2 条例第16条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準」にかかわらず、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第16条第1項の対応する各号の解釈運用基準によるものとする。ただし、以下の点に留意するものとする。

(1) 高知県個人情報保護条例第16条第1項第2号の解釈運用基準によれば、本人以外の個人に関する情報であっても、①当該第三者が開示されることに同意している場合、②刊行物等から何人でも知り得る情報である場合、③請求者が提出した申請書等に含まれる個人情報など、請求者が当該個人情報を知り得る立場であることが明らかな場合などには、当該情報を開示しても当該第三者の権利利益を侵害することがないことが明らかであり、開示されることとなる。

利用請求においても同様の解釈ではあるが、過去に①、②又は③であった情報については、時の経過により、利用決定等の時点では①、②又は③に当たらない場合があることに留意する。

(2) 高知県個人情報保護条例第16条第1項第3号の「法定代理人又は本人の委任による代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報」については、原則として特定歴史公文書等の利用制限事由にはならない。

(3) 高知県個人情報保護条例第16条第1項第7号アの「指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるも

の」については、原則として特定歴史公文書等の利用制限事由にはならない。

なお、仮に当該個人識別情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第16条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第16条の規定により判断することとなる。

8 権利濫用に当たるか否かの判断基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、利用請求の態様、利用請求に応じた場合の公文書館の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。公文書館の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等利用請求権の本来の目的を著しく逸脱する利用請求は、権利の濫用に当たる。

(別添参考資料) 30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	<ol style="list-style-type: none"> 1 学歴又は職歴 2 財産又は所得 3 採用、選考又は任免 4 勤務評定又は服務 5 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	<ol style="list-style-type: none"> 1 国籍、人種又は民族 2 家族、親族又は婚姻 3 信仰 4 思想 5 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 6 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） 7 高知県情報公開条例第6条第1項第2号ただし書ウに規定する実施機関が定める者の氏名
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） 2 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。 		